



熊本県公報

号外 第33号
令和8年(2026年)
6月30日(火)
(毎週 火・金発行)

目 次

規 則

- 熊本県豊かな森林の保全に関する条例施行規則…………… (森林整備課) 1
- 熊本県豊かな森林の保全に関する条例の一部の施行期日を定める規則…………… (〃) 7
- 熊本県児童福祉法施行細則の一部を改正する規則…………… (障がい者支援課) 7

規 則

熊本県豊かな森林の保全に関する条例施行規則をここに公布する。
令和8年6月30日

熊本県知事 木 村 敬

熊本県規則第28号

熊本県豊かな森林の保全に関する条例施行規則
(趣旨)

第1条 この規則は、熊本県豊かな森林の保全に関する条例（令和8年熊本県条例第22号。以下「条例」という。）の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規則において使用する用語は、特別の定めのある場合を除くほか、条例において使用する用語の例による。

(使用及び収益を目的とする権利)

第3条 条例第2条第2項の規則で定める使用及び収益を目的とする権利は、地役権、使用貸借による権利及び賃借権とする。

(届出を要する土地売買等の契約)

第4条 条例第8条第1項の規則で定める契約は、次に掲げる契約とする。

- (1) 贈与契約
- (2) 売買契約
- (3) 交換契約
- (4) 地上権に関する契約
- (5) 地役権に関する契約
- (6) 使用貸借に関する契約
- (7) 賃貸借に関する契約

(土地の所有権等の移転等の届出)

第5条 条例第8条第1項の規定による届出は、土地の所有権等の移転等の届出書（別記第1号様式）を提出して行うものとする。

2 前項の届出書には、次に掲げる書類を添付するものとする。

- (1) 前条各号に定める契約（以下この条において「土地売買等の契約」という。）に係る土地の位置を示す図面
- (2) 登記事項証明書その他土地売買等の契約に係る土地について土地所有権等を有することを証する書面の写し

3 条例第8条第1項第6号の規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 土地売買等の契約の当事者の職業（法人にあっては、その業種）及び電話番号
- (2) 土地売買等の契約の当事者の国籍等（自然人にあっては、その国籍の属する国又はは出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号）第2条第5号ロに規定する地域をいい、法人にあっては、その設立に当たって準拠した法令を制定した国をいう。次号において同じ。）（同法別表第2の永住者の在留資格を有する者又は日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法（平成3年法律第71号）に定める特別永住者にあっては、その旨を含む。次号アにおいて同じ。）

(3) 土地売買等の契約の当事者が法人である場合には、次に掲げる事項

ア 代表者の国籍等

イ 次の(ア)又は(イ)に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該(ア)又は(イ)に掲げる事項

(ア) 同一の国籍等を有する者がその役員の大過半数を占める場合 当該国籍等

(イ) 同一の国籍等を有する者がその議決権の大過半数を占める場合 当該国籍等

- (4) 土地売買等の契約の種類
 - (5) 土地売買等の契約に係る土地の地目及び現況
 - 4 条例第8条第2項の規則で定める場合は、次に掲げる場合とする。
 - (1) 土地売買等の契約の当事者の一方又は双方が次に掲げる法人である場合
 - ア 分収林特別措置法（昭和33年法律第57号）第10条第2号に掲げる森林整備法人
 - イ 独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第2条第1項に規定する独立行政法人
 - ウ 国立大学法人法（平成15年法律第112号）第2条第1項に規定する国立大学法人
 - (2) 条例第8条第1項第4号に規定する土地の利用目的が次に掲げるものである場合
 - ア 電気事業法（昭和39年法律第170号）第2条第1項第17号に規定する電気事業者（以下この号において「電気事業者」という。）が行う同項第16号に規定する電気事業（以下この号において「電気事業」という。）に関する設備のうち架空線、電柱若しくはその附帯設備（これらに類する設備を含む。）の設置又は電気事業者が行う電気事業に関する設備の管理
 - イ 電気通信事業法（昭和59年法律第86号）第120条第1項に規定する認定電気通信事業者（以下この号において「認定電気通信事業者」という。）が行う同項に規定する認定電気通信事業（以下この号において「認定電気通信事業」という。）に関する設備のうち架空線、電柱若しくはその附帯設備（これらに類する設備を含む。）の設置又は認定電気通信事業者が行う認定電気通信事業に関する設備の管理
 - (3) 火災、風水害その他の非常災害に際し緊急の用に供する必要がある場合
 - 5 条例第8条第3項の規定による変更の届出は、土地の所有権等の移転等の変更届出書（別記第2号様式）を提出して行うものとする。
 - （身分証明書）
 - 第6条 条例第10条第3項の証明書は、身分証明書（別記第3号様式）によるものとする。
 - （公表の方法）
 - 第7条 条例第13条第1項の規定による公表は、次に掲げる事項について、熊本県公報への登載、インターネットの利用その他の適切な方法により行うものとする。
 - (1) 勧告を受けた者の氏名及び住所（法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）
 - (2) 勧告の内容
 - (3) 前2号に掲げるもののほか、知事が必要と認める事項
- 附 則
この規則は、公布の日から施行する。ただし、第4条から第7条まで及び別記第1号様式から別記第3号様式までの規定は、条例附則第1項ただし書に規定する規定の施行の日から施行する。

別記第1号様式(第5条関係)

土地の所有権等の移転等の届出書

年 月 日

熊本県知事 様

届出者(土地所有者等)

住所 (法人にあっては、主たる事務所の所在地)
氏名 (名称及び代表者の氏名)

熊本県豊かな森林の保全に関する条例第8条第1項の規定により、次のとおり届け出ます。

1 契約の当事者

Table with columns for '所有権等の移転又は設定をしようとする者(売主等)' and '所有権等の移転又は設定を受けようとする者(買主等)'. Rows include '全ての届出人' and '届出人が法人の場合のみ' with sub-rows for '氏名', '住所', '連絡先電話番号', '職業・業種', '国籍等', '代表者の氏名', '役員等', and '議決権'.

- ※1 法人の場合は名称。
※2 法人の場合は本店の所在地。
※3 住所(法人の場合は本店の所在地)が国外の場合は、国内の連絡先を別紙で提出。
※4 法人の場合はその設立に当たって準拠した法令を制定した国についてレ印で選択及び記載。
※5 持分会社の場合は業務を執行する社員について記載。それが法人である場合は※4と同様。
※6 議決権保有者が法人である場合は※4と同様。
※7 役員又は議決権について、過半を占める国がない場合にレ印で選択。
※8 届出者が把握できる範囲で記入。不明である場合は「□不明」にレ印で選択。

2 契約に係る土地の所在等

(1) 土地に関する事項

所 在	地目	面 積(m ²)	現 況
		m ² <input type="checkbox"/> 実測 <input type="checkbox"/> 公簿	
		m ² <input type="checkbox"/> 実測 <input type="checkbox"/> 公簿	
		m ² <input type="checkbox"/> 実測 <input type="checkbox"/> 公簿	
合計	筆	m ²	
契約後における土地の利用目的			

(2) 契約に係る事項

契約を締結しようとする年月日	年 月 日		
契約の種類	<input type="checkbox"/> 権利の移転(<input type="checkbox"/> 売買 <input type="checkbox"/> 贈与 <input type="checkbox"/> 交換 <input type="checkbox"/> その他) <input type="checkbox"/> 権利の設定		
契約に係る権利の種別及び内容	<input type="checkbox"/> 所有権 <input type="checkbox"/> 地上権 <input type="checkbox"/> 地役権 <input type="checkbox"/> 使用貸借による権利 <input type="checkbox"/> 賃借権		
	期間の定めがある場合は、その内容		
	期 間	年 月 日 ~ 年 月 日	

3 添付書類

- (1) 土地売買等の契約に係る土地の位置を示す図面
- (2) 登記事項証明書その他土地売買等の契約に係る土地について土地所有権等を有することを証する書面の写し

注1 該当する□にレ点を記入すること。

2 「所在」の欄は、契約に係る土地について、市町村名から記載すること。

全ての筆を記載することとし、契約に係る土地が複数あるため記載できない場合は、「外〇筆(別紙記載)」とし、別紙に記載の上、添付すること。

3 「面積」の欄は、原則として実測面積を記載すること。

実測面積が不明な場合は、登記簿に記載された面積を記載すること。

4 届出いただいた個人情報、「熊本県豊かな森林の保全に関する条例」に基づき、当該事務を適切に実施するために利用します。

また、事務の遂行に必要な範囲において、関係市町村および関係各課と情報を共有する場合があります。

これらの情報は、利用目的の範囲を超えて利用または第三者へ提供することはありません。

別記第2号様式(第5条関係)

土地の所有権等の移転等の変更届出書

年 月 日

熊本県知事 様

届出者(土地所有者等)

住所 (法人にあつては、主たる事務所の所在地、
氏名 名称及び代表者の氏名)

熊本県豊かな森林の保全に関する条例第8条第1項の規定により届け出た事項に変更があつたので、同条第3項の規定により、次のとおり届け出ます。

当初の届出年月日	年 月 日	
変更の理由		
変更する事項		
変更の内容	変更前	変更後

熊本県豊かな森林の保全に関する条例の一部の施行期日を定める規則をここに公布する。
令和8年6月30日

熊本県知事 木 村 敬

熊本県規則第29号

熊本県豊かな森林の保全に関する条例の一部の施行期日を定める規則
熊本県豊かな森林の保全に関する条例（令和8年熊本県条例第22号）附則第1項ただし書に規定する規定の施行期日は、令和8年9月1日とする。

熊本県児童福祉法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。
令和8年6月30日

熊本県知事 木 村 敬

熊本県規則第30号

熊本県児童福祉法施行細則の一部を改正する規則
熊本県児童福祉法施行細則（昭和43年熊本県規則第34号）の一部を次のように改正する。

別記第15号様式の3中「80万9千円」を「82万6千5百円」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、令和8年7月1日から施行する。

（経過措置）

2 この規則の施行の際現に改正前の熊本県児童福祉法施行細則（以下「旧規則」という。）の規定により提出されている申込書その他の書類は、改正後の熊本県児童福祉法施行細則の規定により提出された申込書その他の書類とみなす。

3 この規則の施行の際現に存する旧規則に規定する様式による用紙は、当分の間、所要の補正をして使用することができる。